

事務連絡
令和3年7月12日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減
(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等につ
いて

第70回新型コロナウイルス感染症対策本部において、東京都を緊急事態措置区域
に追加し、実施すべき期間を7月12日から8月22日までとすること、沖縄県につい
て緊急事態措置の実施すべき期間を8月22日まで延長すること、北海道、愛知県、
京都府、兵庫県及び福岡県について7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了
すること、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実
施すべき期間を8月22日まで延長することが決定されました。あわせて、「新型コロ
ナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3の
とおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テ
レワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、傘下会員に周知をよろしくお願いいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変
更」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示」

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年7月

8日変更)

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添2参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

